

殺傷兵器の輸出解禁に向けた岸田政権の決定に抗議し、撤回を求める(談話)

2023年12月25日
安保破棄中央実行委員会
事務局長 東森英男

岸田政権は22日、「防衛装備移転三原則」と運用指針を改定しました。「三原則」は閣議で、運用指針は国家安全保障会議で決められました。

今回の決定は、憲法原則に反して、「戦争国家」に向け武器輸出を全面解禁しようとするもので、「死の商人国家」への変質として断じて認められません。私たちは今回の決定に強く抗議し、撤回を求めます。

今回の決定の第一は、他国企業の許可を得て日本で生産する「ライセンス生産の武器」のライセンス元国への輸出を、これまでの部品限定から全面的に解禁したことです。その第1号として地対空ミサイル・パトリオットの米国への輸出が決められました。一定の条件付きで第三国への輸出も認められました。

第二は、これまでの運用指針では「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の5類型に該当する限りで輸出が認められ、人を殺傷したり物を破壊したりする武器の輸出ができないとされてきたものを、「本来業務や自己防衛に必要」であれば殺傷能力のある武器も認めるというものです。

さらに、これまでウクライナに提供してきた「殺傷能力のない」とする武器を、ウクライナ以外にも広げることや、これまで規定のなかった武器の部品輸出を「安全保障面で協力関係のある国」に広げることが決められました。

このような重要問題が、自民・公明両党の「実務者協議」という密室で議論され、国会にも諮られず決められたことは民主主義を蹂躪するものとして許されません。

岸田政権によるこのような動きは、武器が不足しているといわれるアメリカの強い要請に基づくものであり、日本で生産された武器がアメリカによって世界に提供され、戦争に使われることを意味します。

日本の武器輸出は、長い間「武器輸出3原則」によって原則禁止とされていましたが、2014年に安倍内閣が、武器輸出を原則解禁とする「防衛装備移転3原則」を決定したことにより、転換されました。しかし、運用指針により、戦闘機やミサイルなど殺傷能力のある兵器については、日本と安全保障面での協力関係のある同盟国などとの共同開発・生産に限られていました。

今回の決定の契機は、2022年12月に閣議決定された「安保3文書」で「防衛装備品の海外移転」(武器輸出)を「重要な政策的な手段」と位置づけ、「制度の見直しについて検討する」としたことにあります。

私たちは、このような「戦争国家」にむけた動きを許さないたたかいに全力をあげる決意を表明します。

以上